

令和8年6月15日市長決裁

宍粟市認定地域クラブの認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）」及び「宍粟市部活動地域展開推進方針（令和7年10月策定）」に基づき、認定地域クラブ活動を行う団体の認定（以下「認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、宍粟市認定地域クラブ活動申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容を審査するため、申請者に対し必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第3条 市長は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等により申請内容を審査し、申請者が次の各号に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、当該申請者を宍粟市認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）として認定するものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 市長は、認定にあたっては、宍粟市認定地域クラブ認定審査会の意見を聴かなければならない。

(認定又は不認定の通知)

第4条 市長は、前条の規定により認定を行ったときは、宍粟市認定地域クラブ活動認定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により認定を行わないこととしたときは、宍粟市認定地域クラブ活動不認定通知書により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定の効力の発生日が属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第6条 認定地域クラブは、認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに宍粟市認定地域クラブ活動変更届出書により市長に届け出なければならない。

(休止の届出)

第7条 認定地域クラブは、地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに宍粟市認定地域クラブ活動休止届出書により市長に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第8条 認定地域クラブは、認定地域クラブとしての活動を行わなくなったときには、速やかに宍粟市認定地域クラブ活動認定取消申出書により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、認定を取消し、宍粟市認定地域クラブ活動認定取消通知書により、当該認定地域クラブに通知するものとする。

3 市長は、認定の取消しにあたっては、宍粟市認定地域クラブ認定審査会の意見を聴かなければならない。

(認定の取消し)

第9条 前条に定めるほか、市長は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) その他市長が認定地域クラブとして不相当と認めたとき。

2 前項の規定により認定を取り消す場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(認定地域クラブに対する指導助言等)

第10条 市長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定地域クラブに対する支援)

第11条 市長は、認定地域クラブに対して次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への財政支援、学校施設等の優先利用その他の公的支援
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教職員等の兼職兼業の活用

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。